

| 区分     | 番号 | 支援制度等             | 制度の概要  | 受付・担当課電話番号  | 備考                                  |
|--------|----|-------------------|--|---|-------------------------------------|
| 地域支援   | 1  | 坂町地域支え合いセンターの設置   | 被災された方々への生活再建に向けた「戸別の支援」や新たな場所での地域のつながりや支え合いを育む「地域づくり」を支援します。          | 坂町地域支え合いセンター<br>(小屋浦本体)<br>☎(820)7774<br>(坂拠点)<br>☎080-9793-2250<br>保険健康課<br>☎(820)1504 |                                     |
| こころのケア | 1  | 被災者の見守り、相談、こころのケア | 被災者等の健康を支援します。   | 保険健康課<br>☎(820)1504   |                                     |
|        | 2  | 子どもの心のケア          | 被災した小中学校の児童生徒を対象に、スクールカウンセラーが子どもの心のケアに取り組みます。                          | 学校教育課<br>☎(820)1524   | 相談予約・窓口は、通学している町内小中学校               |
|        | 3  | 広島こころのケアチーム       | 被災者のこころの悩みについてのご相談をお受けします。(電話相談、来所相談等)地域のメンタルヘルスケア体制の強化も図ります。(支援者研修会等) | 広島こころのケアチーム<br>☎(885)8905   | 電話相談の受付時間は、9時から17時<br>※来所相談は事前予約が必要 |
| 教育     | 1  | 通学費の補助            | 豪雨災害により校区外で避難生活を行っている児童生徒の通学費を補助します。                                   | 学校教育課<br>☎(820)1524   | (対象)町内小中学校に通っている児童生徒                |
| ボランティア | 1  | 坂町ボランティアセンターの設置   | 坂町ボランティアセンター(活動内容)<br>①被災者のニーズに応え、ボランティアを派遣する。<br>②仮設住宅からの引越しを支援する。    | 社会福祉協議会<br>☎(885)2611   |                                     |

### 坂町住宅被災者再建支援助成金

平成30年7月豪雨災害により被災して、応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、坂町内に転居して生活を再建した場合に、坂町より助成金を交付します。

- 対象者となる方**  
豪雨災害発災時に坂町内に居住していた方で、かつ、次の項目のいずれかに該当する方が、坂町内へ転居する場合  
(1) 罹災証明書の発行を受けた方で、応急仮設住宅等に入居し、供与期間内(供与期間が延長された場合はその期間内)に当該住宅を退去した方  
(2) 次のアまたはイのいずれかに該当し、応急的な住まいを退去した方  
ア 罹災証明書で全壊または大規模半壊の判定を受けた方  
イ 罹災証明書で半壊の判定を受けた後、やむを得ない事由により、当該住宅を解体した方

- 助成金額**  
1世帯当り5万円
- 受付開始日・場所等**  
5月7日(木)～/役場民生課、小屋浦ふれあいセンターまたは、郵送で受け付けます。
- 提出書類・添付書類**

|             |   |
|-------------|---|
| <b>提出書類</b> | 坂町被災者再建支援助成金交付申請書   |
| <b>添付書類</b> | <input type="checkbox"/> 罹災証明書の写し<br><input type="checkbox"/> 再建先の入居に関する契約書等の写し<br><input type="checkbox"/> 振込先預貯金口座の写し<br><input type="checkbox"/> 代理人により申請の場合は、委任状及び代理人本人を確認できる書面等。ただし、代理人が住民票記載の者である場合は、委任状を省略することができます。 |

- 留意事項**  
(1) 交付申請は転居完了の日の属する月の末日から6か月以内に行うものとします。ただし、転居の日が令和2年4月30日(木)以前である場合は、令和2年11月2日(月)までとします。  
(2) 交付を受けた者が偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部もしくは一部を返還していただく場合があります。

◎問合せ 役場民生課 ☎(820)1505

### 平成30年7月豪雨 被災者支援制度・相談窓口一覧

平成30年7月豪雨で被害を受けられた町民の方への支援制度と問合せ窓口の一覧です。手続きや内容などでご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

| 区分   | 番号 | 支援制度等               | 制度の概要  | 受付・担当課電話番号                                    | 備考   |
|------|----|---------------------|--|---|--|
| 住まい  | 1  | 公営住宅等への一時入居         | 住居が被害を受け、居住できない被災者の方に対して、公営住宅等を提供。(当初入居から最長2年間)  | 産業建設課<br>☎(820)1512                           | ※新規入居は受け付けていません。災害公営住宅の入居をご検討ください。   |
|      | 2  | 応急仮設住宅への一時入居        | 住居が被害を受け、居住できない被災者の方に対して、応急仮設住宅を提供。(建設から最長2年間)   |   |  |
|      | 3  | 被災住宅の応急修理           | 被災した住宅(半壊以上)を応急的に修理をすれば居住可能となる住家について58万4千円を限度に補助します。   |   |  |
|      | 4  | 災害公営住宅の整備           | 住宅の自己再建が難しい方のための、災害公営住宅の整備が令和元年度に完了しました。   | 民生課<br>☎(820)1505                             | ※詳細は9ページをご覧ください。   |
|      | 5  | 住宅被災者再建支援助成金        | 応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、坂町内に転居して生活を再建した場合に、5万円を助成します。  |   |  |
| 減免   | 1  | 医療費・介護サービス利用料の免除    | 坂町国民健康保険、坂町介護保険の被保険者のうち、要件に該当する方の医療機関等での一部負担金等の支払いを免除します。  | 保険健康課<br>☎(820)1504                           | 免除期間は令和2年6月30日(火)までです。   |
|      | 2  | 災害に関する各種手数料の免除      | 被災に係る手続き等に必要な証明書等の交付手数料を免除します。   | 税務住民課<br>☎(820)1503                           |  |
|      | 3  | 水道料金下水道使用料の免除       | 家屋が全壊または半壊などで、当面居住が困難な方が、公的住宅及び民間マンション等に入居または親類・知人宅等に同居された場合   | 広島市水道局<br>安芸営業所<br>☎(821)4949                 | <input type="checkbox"/> 水道料金等減免申請書<br><input type="checkbox"/> 罹災証明書等   |
|      | 4  | 国民年金保険料の免除          | 被害が著しいことにより保険料納付が困難な場合、保険料を免除します。(所有財産のおおむね2分の1以上の損害)  | 税務住民課<br>☎(820)1502<br>広島南年金事務所<br>☎(253)7710 |  |
| 見舞金等 | 1  | 被災者生活再建支援制度         | <b>【対象】</b><br>①住家が全壊の被害を受けた世帯<br>②住家が半壊または住家の敷地に被害が生じ、その住家をやむなく解体した世帯<br>③住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)<br><b>【支給額】</b><br>支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額<br>①住家の被害程度に応じて支給する支援金<br>基礎支援金:最高100万円(75万円)<br>②住家の再建方法に応じて支給する支援金<br>加算支援金:最高200万円(150万円)<br>※( )内の金額は、単身世帯の場合 | 民生課<br>☎(820)1505                             | <b>【手続きに必要なもの】</b><br>被災状況や申請内容により、必要書類が異なります。<br><input type="checkbox"/> 罹災証明書等<br><b>基礎支援金の申請期限は、令和2年8月4日(火)までです。</b> |
|      | 2  | 災害弔慰金・災害見舞金及び義援金の支給 | 住家が全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水した世帯及び亡くなられた方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。   |   | <b>義援金の申請期限は令和2年6月30日(火)までです。</b>  |